# 前回検討会の意見整理及び主な論点等について(案)

- 本資料は、前回検討会(第1回美容師の養成のあり方に関する検討会)での構成 員からの意見について、
  - I. まず「国家試験(実技試験)」、「養成段階での知識・技術取得」、「養成 段階から就業後に至る人材育成の接続・連携」に分けた上で、
  - Ⅱ. Iの分類の下で、具体的な項目ごとに整理し、さらに関連するデータや事実 関係、考えられる主な論点について記載したもの。

(注)意見や論点には、他の分野やテーマにわたるものも含まれている。

## 1. 国家試験(実技試験)について①

#### ① 総論

### (主な意見)

- 国家試験の実技試験の課題について、「美容師として必要な知識技術を身につける課題であるべき」との意見があった。
- 養成施設での美容実習は、「国家試験の課題に多く時間が割かれており、より実践的な 試験課題とすることを検討するべき」、との意見があった。
- 国家試験として試験課目を実施するには、公平・公正であること、実施が可能なことが 必須、との意見があった。
- 他の専門職種と同様に国家試験に求められるものは、真に基礎的素養を養い、将来に 亘って活用できるものを身につけているかを試験で問うべきものとするべき、との意見が あった。
- 国家試験の内容変更については、これまでは教科課程の見直しなどが先にあり、それに対応して試験問題の作成や評価基準の作成という準備を経て行われてきたものであることに留意すべき、との意見があった。

# 1. 国家試験(実技試験)について②

① 総論

### (データや事実関係)

- 美容師法では、美容師試験について「美容師として必要な知識及び技能について行う」 と規定されている(第4条第1項)
- ○\*「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」(平成27年3月31日厚生労働省健康局長通知。以下「平成27年健康局長通知」という。)においては、養成施設で行われるべき必修科目としての美容実習の内容などについて示されている(参考資料3のP.12など参照)。
  - \* 通知については、平成29年の国家試験や養成施設の教育内容の見直し時に、平成29年7月10日付生食発第10号 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知で一部改正。
- 上記の健康局長通知を踏まえれば、
  - i 養成施設の教育が、実技試験課目に偏ることは想定されていない。
  - ii 現行の教育課程においても、現在養成施設で教育されている上記の範囲内であれば、 実技試験の課題として選択しうるものである。

(その場合でも、実技試験として必要とされる「公平・公正かつ実施可能か」という条件を満たす必要)

- 美容師の実技試験について、「基礎的な素養」を重視する意見と、「より実践的な内容」を重視する意見があったが、どう考えるか。
- 現在の実技試験課目以外の課目を実技試験とする場合、「公平・公正かつ実施可能か」 という条件を満たす実技課目はあるか。
- ○「養成施設の美容実習時間の多くが、国家試験問題の課題に割かれる」との指摘について、 実態を含め、どう考えるか。

## 1. 国家試験(実技試験)について③

②「オールウェーブ」について

### (主な意見)

- 美容において、「オールウェーブが必要な技術」であるとの認識について、構成員の 間では一致。
- 他方、オールウェーブを引き続き国家試験の課題とし続けることについては、
  - i オールウェーブは重要な基礎として授業の中でしっかり教えればよく、国家試験で の実技はもっと実践的な技術に使われるものを入れていけばよい、との意見と、
  - 他の専門職種と同じように、国家試験に求められるものは、真に基礎的な素養であり、 将来的に活用ができる技術を身につけているかについて試験で問うべきである、との 意見があった。

#### (データや事実関係)

○ 全日本美容業生活衛生同業組合連合会が行った意識調査(以下「意識調査」という。) の結果

美容師調査4(3) ※【資料2-1】P.4下段、P.5上段

養成施設調査2(3)(4) ※【資料2-2】P.2上段

- 前回検討会で「オールウェーブは必要な技術」であるとの認識は一致したが、美容師 の調査や養成施設調査の結果に照らして、どういうことが考察されるか。
- 1の①の総論に照らし、オールウェーブを引き続き実技試験の課題として続けること について、どう考えるか。

# 1. 国家試験(実技試験)について④

「まつ毛エクステンション」について

### (主な意見)

- 「国家試験の実技試験の導入を図るべき」という意見と、「養成施設で教えてはいるが、 実技試験として出題するのは難しいのではないかし、との意見があった。
- 手技として美容師が行うことがハッキリとし、通知に基づいて日本理容美容教育セン ターで教科書の充実等が図られて以降、それ以前の時期に比べ、国民生活センターへの健 康被害の報告が減少した、という意見があった。

### (データや事実関係)

- 平成27年健康局長通知では、平成29年の制度見直しで、「まつ毛エクステンション」に ついて、養成施設において必修科目で「基本的な顔部及び頸部技術」として「確実に身に 付けさせること」とされている。(参考資料 3 P12)
- 意識調査の結果

美容師調查5

※【資料2-1】P.5中段

養成施設調査2(5)(6) ※【資料2-2】P.2下段

○ 教育関係団体からは、従前より「まつ毛エクステンション」について実技試験への導入 に関して要望があった。

#### 主な論点(案)

1の①の総論に照らし、まつ毛エクステンションについて、実技試験の課題とすべき、 との意見についてどう考えるか。

# 1. 国家試験(実技試験)について④

④ その他の意見

### (主な意見)

○ 「カラー」や「接客」について、実技試験の候補とすべきとの意見があった。

## (データや事実関係)

- 平成27年健康局長通知では、
  - i「ヘアカラーリング」は、平成29年の制度見直しで、基本的な頭部技術として「確実に身につけさせること」とされている。(参考資料 3 P.12)
  - ii「接客」は必修課目ではあるが「美容実習」の中には位置付けられていない。 (参考資料 3 P.11)

# 主な論点(案)

○ 1の①の総論に照らし、「カラー」や「接客」について実技試験の課題とすべき、という意見についてどう考えるか。

# 2. 養成段階での知識・技能の取得について①

① 美容実習全体について

### (主な意見)

- 美容実習については、平成29年の制度見直しで、実習時間を810時間から900時間に変更等したところであり、まずはその検証が必要との意見があった。
- 増えた実習時間分については、国家試験問題の課題に多く割かれることとなった、との 意見があった。(再掲)
- 美容師のやりがいや待遇面から、美容サロンに入店後、早い時期に即戦力となるよう、 養成施設の教育も改善を図るべき、との意見があった。
- 技術の多様化や顧客ニーズの変化への対応は、今までの知識や技術への追加・積み重ねで対応するものであり、養成施設は美容師として大切な第一歩となる基礎を教えていくべき、との意見があった。

### (データや事実関係)

○ 意識調査の結果

美容師調査6 ※【資料2-1】P.5下段

養成施設調査3 ※【資料2-2】P.3上段

- 平成29年の制度見直しについて、現時点でどう評価するか。
- 養成施設の美容実習の時間の多くが、国家試験問題の課題に割かれるとの指摘について、 実態を含め、どう考えるか。(再掲)

## 2. 養成段階での知識・技能の取得について②

② 美容所における実務実習について

### (主な意見)

- 実務実習計画の管理が複雑なこと等により、実質的にはあまり運用されていない、との 意見があった。
- 掃き掃除、お客様には触れない範囲の業務を体験するにとどまっている、との意見があった。
- 実務実習での美容行為は「禁止されている」と認識している、との意見があった。

### (データや事実関係)

- 平成27年健康局長通知では、実務実習は、管理美容師を配置する美容所において、当該 美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下で、美容行為などを行うことが想定されて いる。(参考資料 3 P.12,13)
- 意識調査の結果

美容師調査 7 ※【資料2-1】P.6

養成施設調查4 ※【資料2-2】P.3.4

- まずは、「「実務実習で美容行為は禁止されている」ことはない」という通知解釈について、改めて普及することが必要ではないか。
- その上で、美容所の実務実習について、より効果的なものにするためにどういったことが考えられるか。
- より実務実習に取り組みやすい環境を整えるのに何が必要か。

## 2. 養成段階での知識・技能の取得について②

- ③ 美容学生がアルバイト等で美容師のアシスタント業務をすることについて (主な意見)
  - 美容専門学校の学生証をもって、シャンプーなどの美容師のアシスタント業務をアルバイトでできるようにすべき、との意見があった。
  - お客様の安全・安心のためにも、美容室において美容行為を業として行うのであれば、 たとえ一部であっても、それを行う資格を持った美容師に限らなければならない、との意見があった。

### (データや事実関係)

- アルバイト等で美容行為に従事する場合は、反復継続の意思を持っていると考えられ、 「美容の業」に該当し、美容師免許が必要となる。
- 仮に、美容師以外にそれを行うことを認めるには、一定の知識・技術を有することの確認や、その者に対する業務独占規定の解除などといった、大幅な法改正が必要
- 厳しい労働環境下におかれ、効果的に行われているとは言えなかった実地修練制度について、平成7年の法改正で廃止し、養成施設教育の中で行うことを基本とした。

- 美容師以外に美容を業として行うことを認めることをどう考えるか。
- 「一定の知識・技術を有すること」の確認が必要となるが、誰がどう行うのか。
- 平成7年に法改正が行われた経緯・理由について、どう考えるか。
- 養成施設での美容実習との関係をどう考えるか。

# 3. 養成段階から就業後に至る人材育成の連携・接続について①

① 養成段階から就業後の人材育成の連携

### (主な意見)

- 美容師のやりがいや待遇面からも、美容サロンに入店後、早く即戦力になるよう、養成施設の教育も改善を図るべき、との意見があった。(再掲)
- 技術の多様化やニーズの変化には、今まであった知識や技術への追加・積み重ねで対応 するものであり、養成施設では大切な第一歩である基礎を教えていくべき、との意見が あった。(再掲)
- 例えばシャンプーについて、
  - i 免許取得し就職してから4ヶ月から半年くらいかけないと戦力にならない、 という意見がある一方で
  - ii 養成段階で基礎をしっかり教えているので、企業ごとに異なるシャンプーの方法に対応できている。企業が努力をすれば、即戦力として成長できるのではないか、という意見があった。
- また、学校の特徴や各店舗の特徴のズレはいい意味もあり、それを埋めていくために、 養成段階である程度経験することで、理解力やマスター力が高まるのではないか、との意見があった。
- 一般に専門職は、卒業したては何もできないが、職場で研さんを積み、自ら自己研さん を積んでプロになっていくものであると考えている、との意見があった。
- 美容師の担い手の減少や早期離職などについての改善が急務である、との意見があった。
- 養成施設を卒業した生徒が安心して働けるよう、美容所の経営者団体との「産学連携事業」を行っているとの紹介があった。

# 3. 養成段階から就業後に至る人材育成の連携・接続について①

- 基礎的な知識技能をしっかり持ちつつ、時代の多様なニーズに対応できる美容師を育成していくためには、主に基礎的な教育を行う養成施設と、卒業生を職業人として受け入れ、育成する経営者それぞれが十分な役割を果たすべきではないか。
- そのためにも、養成施設と経営者が意見交換や連携を継続的に行う必要があるのではないか。
- 美容師資格取得後の早期離職率が高いことについて、関係者がどう取り組んでいくべきか。
- 美容師免許を取得した者が長く活躍するためにも、働き方改革を推進していくべきでは ないか。特に、社会保険の加入促進や労働基準の遵守も求められるのではないか。